



毎月1回1日発行
発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)
電話 03 (6661) 9730 FAX 03 (6661) 9733

発行責任者：水落雅彦
編集委員会：津島存佐 松岡一成 宮下妙香 佐々木靖
野田徹 白石栄一 印刷所：(株)白橋



R6.9.19 北海道開発局幌延河川事務所主催水防技術講習会 (公社)全国防災協会から水防技術専門家を1名派遣(技術指導)

目 次

防災先導のまちづくりを目指して～「事前防災」と「事前復興」で取り組む防災・減災対策～
公益社団法人 全国防災協会 理事 竹中 喜之... 2
 北海道むかわ町長

国土交通省関係予備費使用概要..... 6

「令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての
 激甚災害並びにこれに適用すべき措置の指定に関する政令」について..... 7

「令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害
 並びにこれに適用すべき措置の指定に関する政令」について..... 8

令和6年台風第10号による被災の災害査定を効率化（岩手県、静岡県、大分県、宮崎県、
 鹿児島県）..... 9

令和6年能登半島地震と9月20日からの大雨に係る災害査定を一体的に運用.....10

能登半島での令和6年9月20日からの大雨に係る応急復旧工事を国が権限代行.....12

国道470号 能越自動車道・のと里山海道冬期走行の安全性確保に向け集中工事を実施.....14

河川入門講座(29) 河川環境(その2)―自然環境対策―.....松田 芳夫...16

「災害査定の留意点」第33回 ～公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法移行後の水道の
 災害復旧事業～.....水管理・国土保全局防災課...17

防災課だより 水管理・国土保全局 防災課 ―配置図―.....19

協会だより 協会長が山形県酒田市災害現地を訪問、矢口明子市長と意見交換.....20

被害報告.....令和6年9月30日現在(令和6年)...21

防災先導のまちづくりを目指して

～「事前防災」と「事前復興」で
取り組む防災・減災対策～

公益社団法人 全国防災協会 理事

北海道むかわ町長 たけなか 竹中 よしゆき 喜之



1. はじめに

この度は、全国防災協会機関誌「月刊防災」への寄稿の機会をいただきましたことに感謝を申し上げます。

2006年3月に合併により誕生したむかわ町は、北海道太平洋沿岸西部の道央圏南方に位置し、全国でも屈指の清流度を誇る一級河川「鵠川」が南北に貫流する山・川・海・平地と多彩な自然環境に恵まれた面積711.36平方キロメートルのまちです。

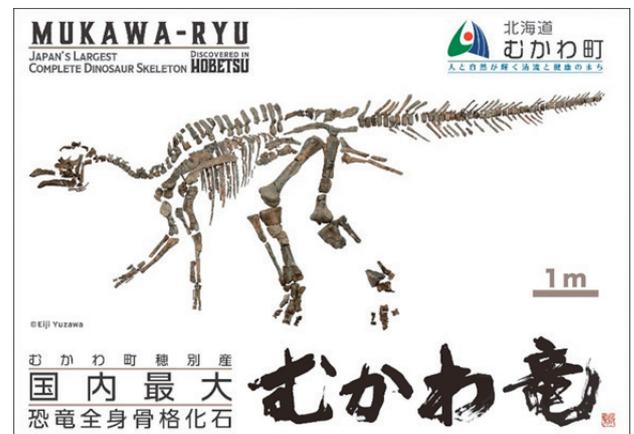
まちの南北がおよそ50kmと縦長のむかわ町は北部と南部で特徴が異なり、およそ7,200万年前、白亜紀後期の地層が分布する北部（穂別地区）では、全長約8m、高さ約4mの日本最大全身骨格恐竜化石（新種新属）カムイサウルス・ジャポニクス（通称：むかわ竜）が発掘され、国内では「につぼん恐竜協議会」を通じた加盟自治体との連携が構築されたほか、国際的な関心も高く、穂別博物館とモンゴル国科学アカデミー古生物学研究所との国際交流促進事業、リトアニア共和国アクメネ地域市との友好関係がスタートするなどワールドワイドな展開が現在進行形で続いています。

海に面した南部（鵠川地区）では、古くからししゃも（北海道太平洋沿岸にのみ生息する日本固有種）の加工販売が盛んで、10月から11月の漁期には簾干しされたししゃもを買い求める多くの観光客で溢れ、産地ならではの名物料理「ししゃも寿司」を提供する店舗には長蛇の列ができるなど賑わってききましたが、近年の海水温の上昇などから記録的不漁となり、2023年に引き続き本年も資源保護のため休漁を余儀なくされている状況です。

農水産物ではししゃも（鵠川ししゃも）とメロン（穂別メロン）が地域団体商標登録されているほか、ほぼ通年漁獲されるほっき貝、春にはレタスやアスパラ、夏のトマト、秋のお米や長いも、冬のニラやホタテ貝など、四季を通じて多くの農水産物が生産・水揚げされる食の宝庫でもあります。



むかわ町 位置図



カムイサウルス・ジャポニクス（通称：むかわ竜）



ししゃも すだれ干し



ほべつメロン

2. むかわ町における主な災害記録（合併後）

(1) 降雨災害

北海道中部を中心とした前線の停滞に伴い、2006年8月18日未明から19日午前2時頃まで胆振東部・日高西部は記録的豪雨となり、連続降水量310mm、時間最大降水量57mmを記録、床上・床下浸水、町道被害、農業用排水路決壊、橋梁流失、田畑埋没・冠水被害など被害総額18億3千万円となりました。

また、2016年8月17日に台風第7号、同月21日から23日までの間に台風第11号、台風第9号が続けて北海道に上陸し、台風第7号に伴う連続降水量は96mm、台風第11号と台風第9号に伴う3日間降水量は231mmとなり、床下浸水、道路、河川、林道、水産、農作物等被害など被害総額7億円となりました。

(2) 地震・津波災害

2011年3月11日午後2時46分に発生した東北地方

大平洋沖地震により大津波警報が発表され、むかわ町では3.1mの津波が観測され、79世帯211人が避難しました。人的被害は発生しませんでした。漁港施設及び鵠川漁協施設被害など被害総額8千万円となりました。

3. 平成30年北海道胆振東部地震

2018年9月6日午前3時7分、胆振地方中東部を震源とする内陸型直下地震が発生しました。地震の規模を示すマグニチュードは6.7、最大震度は厚真町の震度7で、地震による揺れは関東にまで及び、北海道で観測史上初めて震度7を記録した地震となりました。

この地震で震源地周辺では大規模な斜面崩壊が発生したほか、札幌市などで液状化現象が発生、死者44名、多数の被害が発生したほか、地震の影響で複数の発電所が停止したことにより、北海道全域が停



胆振東部地震による山腹崩壊（厚真町）



北海道胆振東部地震について(被害状況)



		厚真町	安平町	むかわ町	3町計	全道計	
人的被害	死者	37名	0名	1名	38名	44名	
	うち災害関連死	1名			1名	3名	
	重傷	0名	7名	27名	34名	51名	
建物被害	住家	全壊	235棟	93棟	40棟	368棟	491棟
		大規模半壊・半壊	337棟	366棟	186棟	889棟	1,818棟
		一部損壊	1,096棟	2,481棟	3,260棟	6,837棟	47,113棟
	非住家	全壊	687棟	343棟	175棟	1,205棟	1,216棟
		大規模半壊・半壊	669棟	555棟	135棟	1,359棟	1,389棟
		一部損壊	816棟	2,178棟	569棟	3,563棟	4,081棟
被災家屋解体	公費解体	全壊	148棟	69棟	144棟	361棟	
	大規模半壊・半壊	60棟	70棟	165棟	295棟		
	自費解体	全壊	3棟	11棟	16棟	30棟	
	大規模半壊・半壊	3棟	24棟	1棟	6棟		
避難所の状況(最大避難者数)		1,265人	864人	1,295人	3,424人	16,649人	

電となる「ブラックアウト」が発生しました。

震源地の座標がむかわ町の区域内であったこの地震では、むかわ町の震度は6強であり、死者1名、重軽傷者277名、最大避難者数1,295名、住家被害3,486棟、公共土木、公共建築物、上下水道、農林水産業、商工業、医療・社会福祉施設関連被害など被害総額193億9千万円となる大規模災害となりました。

発災直後の対応では、事業者の協力を得て福祉避難所を開設させるなど日頃からの防災対策が機能した部分もありましたが、受援力を意識した災害対応の必要性を痛感したところです。

復興に向けては生活再建を最優先課題として取り組み、2019年7月には復興計画（～2025年度）を策定、2021年に策定した総合計画「第2次むかわ町まちづくり計画」に復興計画を包含し、ビルド・バック・ベターの創造的復興・創生を目指すまちづくりにつなげています。

また、全国で初となる被災した町営の高等学校生徒寮生徒のための「仮設生徒寮」の建設など、多くの困難を超え復旧のフェーズを終えることができたのは、全国各地から有形無形の多大なるご支援の賜であり改めて感謝を申し上げます。現在、町内にある被災により一変した2つの市街地を中心とした復興拠点施設等整備事業をそれぞれ進行中であり、皆様からの「支援を力に、力をかたちに」すべく、粉骨砕身していく所存です。

1 復興に向けた基本理念

震災の経験を貴重な機会と捉え、「むかわの底力」により未来へつなぐ創造的復興・創生を目指す。

まちの将来像「人と自然が輝く清流と健康のまち」を基本に、町民と行政が力を合わせて、いきいきとした生活が営めるまちづくりを進め、ふるさと「むかわ」の未来へつなぐ創造的復興・創生を目指します。

2 復興の方向性



むかわ町復興計画の理念等



鶴川高校 仮設生徒寮

4. 防災への取り組み

(1) タイムライン防災

災害の発生を前提に防災関係機関が連携して災害

鶴川水害タイムライン(試行版)(平成30年度検討・令和元年度運用開始)

機関	担当	内容	備考
町	防災担当
消防
警察
消防団
民生委員
町民

□ 防災関係機関と共有

□ 防災行動の「いつ」「誰が」「何を」を一覧にした表

運用メンバーがいつ、何をすべきかを確認するために活用

新型インフルエンザ等対策タイムライン(試行版)

機関	担当	内容	備考
町
保健所
消防
警察
消防団
民生委員
町民

※応用系として

地震津波対応タイムライン(試行版)

機関	担当	内容	備考
町
消防
警察
消防団
民生委員
町民

タイムライン 説明図

時に発生する状況をあらかじめ想定し、防災行動とその実施主体を時系列で整理するタイムライン防災に取り組んでおり、水害タイムライン、地震津波（大津波）タイムライン、新型インフルエンザ等対応タイムラインを作成・運用中であり、災害対応力の強化を図っています。

(2) 防災情報の共有・多重化

山間部を有するむかわ町では、テレビ難視聴地域などの解消や防災情報を確実に届けるための施策として、地上デジタル放送設備や防災行政無線設備の更新を行い安心な情報基盤の整備を進めてきたほか、テレビのハイブリッドキャスト機能を活用したデータ放送やJCスマートアプリの充実など、情報伝達手段の多重化を進めてきました。



ハイブリッドキャスト画面

(3) 防災協定による連携

北海道胆振東部地震以降、包括連携協定を含む防災に関する協定の締結を推進し、現在、60を超える関係機関と協定を締結しており、復興の推進、有事における連携強化を図っています。

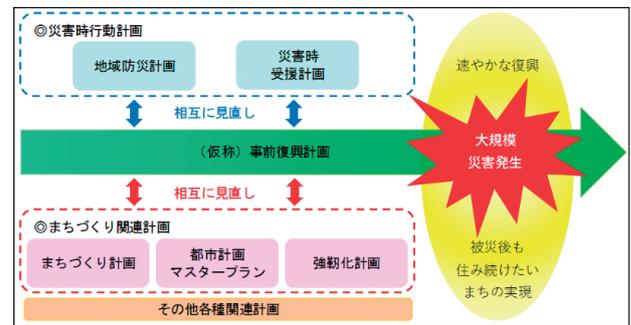
(4) 事前防災・事前復興

災禍を受けたまちとして今後の災害発生に備え、被災時の被害を最小限にする対策を講じる「事前防災」、被災後に目指す復興のまちづくりを想定した「事前復興」の2つを柱に置き、防災先導のまちづくりを推進しています。

「事前防災」では日常の防災訓練やタイムラインを活用した効果的な防災活動や防災教育の充実を図り、「事前復興」では日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による大規模被災を想定し、発災後、迅速かつ着実に復興できるよう北海道初となる津波避難対

策も含めた「むかわ町事前復興計画」を策定中です。災害が起きてしまったとき、復旧・復興の手順をあらかじめ想定しておくことで、町が目指す復興の姿がイメージでき、住民の皆様、職員、支援者の皆様が目指す方向がイメージできる「事前に災害に強いまちづくり」を進めることで、将来のまちづくりを先取りしていきます。

事前復興計画は令和7年3月までに策定・公表するほか、ソフト・ハードを含めた津波避難対策についても施策化し、年次で事業を実施していく考えであり、「なぜ、事前防災・事前復興なのか」を+aした防災対策を今後も進めていきます。



むかわ町事前復興計画説明図

5. 結びに

地球温暖化等に伴う気候変動が加速化し、全国で災害基準を超える豪雨が増加傾向にあります。北海道は気候変動を+2度に抑えるシナリオでも降水量が全国(1.1倍)を超える1.15倍と想定されています。

これまでも被害軽減に向けて取り組んできた防災・減災対策のほか、国土強靱化対策の一層の推進に向け、「食糧基地北海道」の一端を成すむかわ町としても、危機に煽られるのではなく、危機に備える「地方からのうねりの形成」に努めていきます。

また、災害多発化の時代を迎え、石川県能登地方での地震+豪雨等に見られるような複合災害を想定した備えも必要です。ハザードマップの活用等、日常の備えを固め、災害や事前を含めた防災行動の理解、注意・警戒を促す取り組みをいかに浸透させていくかなど、今後も町民の皆様生命と財産が守れるよう努めてまいりますので、全国防災協会の皆様には引き続き、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

国土交通省関係予備費使用概要 (10月11日閣議決定)

令和6年度予備費使用については、令和6年に発生した能登半島における低気圧と前線による大雨(以下「能登半島における大雨」という。)等により、

1. 災害を受けた道路・河川・上下水道・港湾について、国(権限代行を含む)及び地方公共団体が施行する災害復旧事業に要する経費
2. 災害を受けた土砂災害箇所における、国が施行する砂防災害関連緊急事業等に要する経費
3. 災害を受けた公営住宅等について、地方公共団体が施行する災害復旧事業に要する経費

を計上。

○能登半島における大雨等
・災害復旧等

312億円

※ ☒は公共事業関係費である。

(1) 道路災害復旧事業

☒ 国費 14,400百万円

能登半島における大雨等により被災した、国道249号沿岸部(権限代行区間)における通行確保等に係る災害復旧事業を実施。また、令和6年能登半島地震により被災した、能越自動車道(権限代行区間)における本格復旧に向けた災害復旧事業を実施。

(2) 道路、河川、上下水道の早期復旧

☒ 国費 2,640百万円

能登半島における大雨により特に深刻な被害を生じた石川県内において、地方公共団体による道路、河川、上下水道の公共土木施設の本格的な災害復旧を実施。

(3) 被災河川、土砂災害箇所における緊急対策等

☒ 国費 10,473百万円

能登半島における大雨により、河川の埋塞や施設損壊、土砂・洪水氾濫等により被害が生じたため、流域の地形状況の把握を行うとともに、早急に対策を行う必要がある塚田川、珠洲大谷川等について、石川県からの要請等を踏まえ、新たに権限代行などによる緊急的な河道内土砂撤去等や砂防工事を実施。

また、令和6年能登半島地震を受け、国により対策を進めていた河原田川、町野川について、応急対策施設等が被災したため、追加の対策を実施。

(4) 港湾災害復旧事業

☒ 国費 305百万円

能登半島における大雨により被災した輪島港において、大規模災害からの復興に関する法律に基づく国の権限代行により、泊地等の災害復旧を実施。

(5) 既設公営住宅等災害復旧事業

☒ 国費 3,345百万円

令和6年能登半島地震により被害を受けた公営住宅等について、地方公共団体による本格的な災害復旧を実施。

「令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

令和6年10月30日 内閣府政策統括官（防災担当）

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が10月25日（金）に閣議決定され、本日（10月30日（水））公布・施行されました。

で、お知らせいたします。

※当該災害は、令和6年9月20日に「令和6年台風第10号の暴風雨等による災害」として激甚災害の指定見込みを公表したものです。また、適用措置については、上記見込み公表から変更ありません。

1. 激甚災害の指定

令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
（※令和6年台風第10号の暴風雨等による災害）

木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
（過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ）

【対象地域】

宮崎県しいばそん椎葉村
みさとちょう美郷 町

2. 適用措置の指定

【局激】

【適用措置】

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）
公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土

3. スケジュール

10月25日（金） 閣議決定

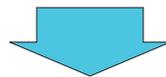
10月30日（水） 公布・施行

激甚災害指定により適用される措置の概要

（第3・4条）公共土木施設災害復旧事業等

<通常の災害時の措置>（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等）

- 公共土木施設（河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・水道・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象
- 公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ
- 補助率 70%（地方負担分への交付税措置を加えると98.5%）
（過去5カ年の実績の平均）



<激甚災害指定時の措置>

- 補助率等を嵩上げ 70% ⇒ 83%（地方負担分への交付税措置を加えると99.2%）
（過去5カ年の実績の平均）

※プール計算方式（個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担）

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

「令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

令和6年10月30日 内閣府政策統括官（防災担当）

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が10月25日（金）に閣議決定され、本日（10月30日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

※当該災害は、令和6年10月5日及び10月11日に「令和6年9月20日からの大雨による災害」として激甚災害の指定見込みを公表したものです。また、適用措置については、上記見込み公表から変更ありません。

1. 激甚災害の指定

令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害
(※令和6年9月20日からの大雨による災害)

本施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は70%→83%に嵩上げ)

2. 適用措置の指定

【本激】

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）
公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土

3. スケジュール

10月25日（金） 閣議決定
10月30日（水） 公布・施行

激甚災害指定により適用される措置の概要

(第3・4条) 公共土木施設災害復旧事業等

<通常の災害時の措置> (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等)

- 公共土木施設（河川・海岸・砂防設備・道路・港湾・漁港・水道・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、都道府県等が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象
- 公共土木施設災害復旧事業では、復旧費用の自治体の標準税収入に対する割合に応じ、段階的に国庫負担率を嵩上げ
- 補助率 70%（地方負担分への交付税措置を加えると98.5%）
(過去5カ年の実績の平均)



<激甚災害指定時の措置>

- 補助率等を嵩上げ 70% ⇒ 83%（地方負担分への交付税措置を加えると99.2%）
(過去5カ年の実績の平均)
- ※プール計算方式（個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担）

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和6年台風第10号関連

令和6年台風第10号の暴風雨等により 被災した道路・河川等の迅速な復旧を支援

～設計図書の簡素化や書面査定の上限額引上げにより、

災害査定を効率化します～

令和6年10月4日 水管理・国土保全局防災課

令和6年台風第10号の暴風雨等により多くの公共土木施設が被災しています。

このため、被害件数が多い地方公共団体における災害復旧事業の災害査定について、設計図書の簡素化や書面査定を行う対象の拡大により、査定に要する時間や人員を大幅に縮減し、迅速な災害復旧を支援します。

<対象区域>

岩手県、静岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県

<災害査定の効率化>

○設計図書の簡素化

- ・既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量・作図作業等を縮減する。
- ・土砂崩落等により被災箇所へ近寄れない現場に対し、航空写真等を用いることで、調査に要する時間を縮減する。

○書面による査定の上限額の引上げ

- ・書面による査定の上限額を通常の1,000万円未満から以下のとおり引き上げる。

岩手県：3,500万円以下

静岡県：4,000万円以下

大分県：1,900万円以下

宮崎県：2,500万円以下

鹿児島県：2,100万円以下

○現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の引上げ

- ・現地で決定できる災害復旧事業費の上限額を通常4億円未満から以下の金額に引き上げる。

6億円未満

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和 6 年能登半島地震及び 9 月 20 日大雨関連

能登半島における 9 月 20 日からの 大雨に係る災害査定を大幅に簡素化します

～令和 6 年能登半島地震と 9 月 20 日からの

大雨に係る災害査定の一体的運用～

令和 6 年 10 月 11 日 水管理・国土保全局防災課

能登半島における 9 月 20 日からの大雨による災害は、令和 6 年能登半島地震からの復旧の最中に、同一地域で再び激甚災害が発生した極めて特殊な災害であり、地震により被災した施設の中には、大雨により、その被害が拡大したものも多数あることから、それぞれを個々の災害として捉えるのではなく複合的な災害と捉え、災害査定を一体的に実施していく必要があります。

このため、今回初めて、二つの災害に対して統一した災害査定の効率化内容を適用することとし、地方自治体に通知しましたので、お知らせします。

設計図書の簡素化のほか、書面査定の対象及び現地で決定できる対象の拡大により、査定に要する時間や人員を大幅に縮減し、迅速な災害復旧を支援します。

<対象区域>

石川県

<災害査定の効率化>

○設計図書の簡素化

- ・既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量・作図作業等を縮減する。
- ・土砂崩落等により被災箇所へ近寄れない現場に対し、航空写真等を用いることで、調査に要する時間を縮減する。

○書面による査定の上限額の引上げ

- ・書面による査定の上限額を通常の 1,000 万円未満から以下のとおり引き上げる。

水管理・国土保全局所管施設^{*1}のうち水道除く
：1 億 4 千万円以下^{*2}

水道：12 億円以下

※1 河川、海岸（港湾に係る海岸を除く。）、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、水道、下水道。

※2 地震による道路の路面に係る災害については、上記引上額を超える場合であっても、机上査定とすることができる。

○現地で決定できる災害復旧事業費の上限額の引上げ

- ・現地で決定できる災害復旧事業費の上限額を通常 4 億円未満から以下の金額に引き上げる。

水管理・国土保全局所管施設^{*1}のうち水道除く
：25 億円未満

水道：12 億円未満



地震災害と大雨災害における 災害査定の一體的な取り組み

今般の大雨による災害は、能登半島地震からの復旧の最中に発生した極めて特殊な災害であることを踏まえ、地震と大雨による2つの災害査定を一体として捉え、机上査定上限額などを地震・大雨ともに同額まで引き上げ、混乱なく円滑に実施できるようにします。

通常は個々の災害毎に効率化の内容を適用

効率化の内容	地震	大雨
机上査定上限額の引上げ <small>現地査定を減らすことにより、査定に要する時間・人員の減</small>	既に上限額の引上げを適用済	新たに上限額の引上げを適用
現地で決定できる金額の引上げ <small>現地で金額決定できる対象が増えることによる復旧の迅速化</small>	既に上限額の引上げを適用済	新たに上限額の引上げを適用

2つの災害に共通の効率化の内容を適用(今回初)

効率化の内容	地震・大雨
机上査定上限額の引上げ <small>※通常: 1千万円</small>	1億4千万円
現地で決定できる金額の引上げ <small>※通常: 4億円</small>	25億円

※上表は石川県の河川・道路・砂防・海岸・下水道等の公共土木施設に適用。水道については、能登半島地震は厚生労働省にて効率化の内容を決定しているため、他の施設の額とは異なる。
 (水道:地震と大雨を共通の効率化の内容を適用する。机上査定上限額引上げ額:12億円、現地で決定できる金額の引上げ額:12億円。)

いのちとくらしをまもる 防災減災

能登半島での令和 6 年 9 月 20 日からの大雨に係る 応急復旧工事を県に代わって新たに着手します

～河川災害・土砂災害箇所における応急復旧工事の

国土交通省による権限代行等の実施～

令和 6 年 10 月 11 日 水管理・国土保全局治水課
水管理・国土保全局砂防部保全課

能登半島における令和 6 年 9 月 20 日からの大雨により、石川県の塚田川、珠洲大谷川等において、河道埋塞や施設損壊等が発生するとともに、土砂・洪水氾濫等により甚大な被害が生じました。

これらの被災箇所について、今後の降雨等により二次災害のおそれが極めて高く、復旧対策に高度な技術を要することなどから、石川県知事からの要請等を踏まえ、河川法第 16 条の 4 及び砂防法第 6 条第 1 項に基づく権限代行等の制度を活用し、国土交通省が県に代わって新たに緊急的な応急復旧工事に着手します。

(河川権限代行)

○施工箇所

塚田川水系塚田川(石川県輪島市塚田町地先 他)

南志見川水系南志見川(石川県輪島市里町地先

他)

町野川水系町野川(石川県輪島市町野町広江地先

他)

町野川水系鈴屋川(石川県輪島市町野町鈴屋地先

他)

珠洲大谷川水系珠洲大谷川(石川県珠洲市大谷町

地先)

○工事の内容

河川管理施設の応急復旧、河道内堆積土砂の除去
等の河川工事

(直轄砂防)

○施工箇所

塚田川水系塚田川(石川県輪島市久手川町地先)

○工事の内容

ワイヤーネットの整備等の緊急的な砂防工事

(その他)

上記のほか、国土交通省において、流域の地形状況の把握を行うとともに、令和 6 年能登半島地震を受け、権限代行等により対策を進めていた河原田川、町野川について、応急対策施設等が被災したため、追加の対策を実施します。

被災河川、土砂災害箇所における緊急対策等

○能登半島における大雨により、河川の埋塞や施設損壊、土砂・洪水氾濫等により被害が生じたため、流域の地形状況の把握を行うとともに、**早急に対策を行う必要がある塚田川、珠洲大谷川等について、石川県からの要請等を踏まえ、新たに権限代行などによる緊急的な河道内土砂撤去等や砂防工事を実施。**

○令和6年能登半島地震を受け、国により対策を進めていた河原田川、町野川について、**応急対策施設等が被災したため、追加の対策を実施。**

対策箇所位置図



対策箇所

①塚田(つかだ)川水系 (石川県輪島市)
土砂・洪水氾濫等で被災した箇所の緊急的な砂防工事
河道内土砂撤去等の応急復旧工事

直轄砂防/新河川権限代行



②南志見 (なじみ)川水系 (石川県輪島市)
河道内土砂撤去等の応急復旧工事

新河川権限代行



③町野(まの)川水系 (石川県輪島市)
土砂流出等で被災した箇所の緊急的な砂防工事
河道内土砂撤去等の応急復旧工事

直轄砂防/新河川権限代行



④珠洲大谷 (すずおおたに)川水系 (石川県珠洲市)
河道内土砂撤去等の応急復旧工事

新河川権限代行



⑤河原田(かわらだ)川水系 (石川県輪島市)
土砂流出等で被災した箇所の緊急的な砂防工事、河岸侵食箇所の応急復旧工事等

直轄砂防/河川権限代行



国道470号 のうえつ 能越自動車道・さとやまかいどう のと里山海道

冬期走行の安全性確保に向け、集中工事を行います

令和 6 年10月18日 国土交通省北陸地方整備局能登復興事務所
国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所

- 能越自動車道・のと里山海道（のと三井 IC～徳田大津 IC）は、応急的な復旧を終えたところであり、カーブや勾配が急な箇所があります。
- 冬を迎えるにあたり、走行の安全性を高めるため、大規模被災箇所28箇所を中心に、カーブや勾配を緩やかにする集中工事を実施します。
- 工事中は、夜間通行止めなどの通行規制を行います。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【集中工事に伴う規制内容及び期間】

●夜間通行止め

- ・のと三井 IC～あなみず穴水 IC：11月下旬～12月上旬
- ・穴水 IC～徳田大津 IC：11月上旬～12月上旬

※具体的な期間や時間帯は決まり次第お知らせします。

※今後の天候状況等により期間が前後する可能性があります。

※日中の片側交互通行についても随時行います。

【情報提供】

- 規制の状況については、金沢河川国道事務所・能登復興事務所のホームページの他、X（旧 Twitter）でお知らせします。

【その他】

- 今回の工事による改善後も、カーブや勾配が急な箇所が残るため、降雪時には通行止めを含む規制を行う場合があります。



冬期に向けた工事のイメージ

■急カーブの対策

【対策前】

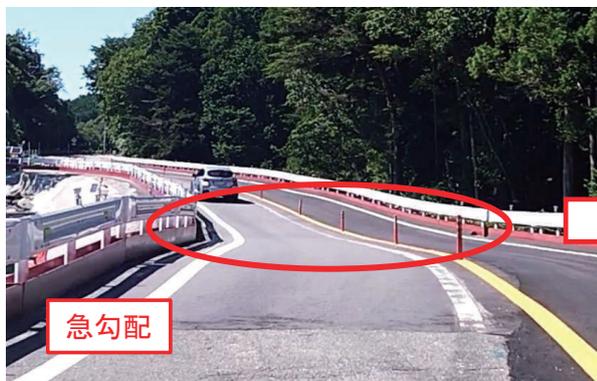


【対策後（イメージ）】

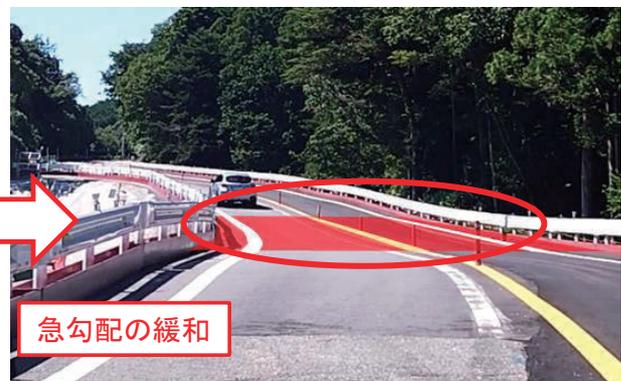


■急勾配の対策

【対策前】



【対策後（イメージ）】



■のと里山海道（穴水IC～徳田大津IC）では、集中工事後もカーブや勾配が急な箇所が残るため、以下の取組も行います。

- 凍結防止剤散布装置、遠赤外線融雪装置の設置
- 遠隔監視用webカメラの設置
- 関係機関との情報共有、連携体制の強化
- 降雪時の予防的な通行規制 など



【凍結防止剤散布装置のイメージ】

河川入門講座 (29)

河川環境 (その2)

—自然環境対策—

公益社団法人 日本河川協会 参与 松田 芳夫



わが国土は基本的に山地で平地が少ないのですが、その平地での2000年以上にわたる農業開発や、近代に入ってから都市の拡大により、平地の自然環境に富んだ土地すなわち樹林地、原野、低湿地などが殆んど無くなりました。

平地でかろうじて残っている、魚や鳥などの動植物のいる自然に富んだ土地というと、河川くらいになってしまいました。

下水道整備など水質汚濁対策が進み、河川の流がきれいになると人々の関心が河川に向き、かろうじて残された河川の敷地や流水の自然環境と、その生物の保護と回復を求める声が高まりました。

反対が強く、難航していた利根川の「八ッ場ダム事業」、長良川河口部の「長良川河口堰事業」などでは、自然環境の破壊というスローガンが人々の注目を集めました。

又、特別に水質が良いわけでもない高知県の四万十川が、NHKの放送をきっかけに日本一の清流としてもはやされたのは、やはり時代の感覚を反映していたのです。

一方、都市部の河川では、河道の拡幅用地の取得が困難なため、洪水対策の河川改修工事というと、河岸をコンクリートの垂直護岸とし、あげくには河底までコンクリートで覆う“三面張”などという工法まで登場し、自然環境への留意どころではありませんでした。

これは河川の荒廃の反面教師となり、河川改修にコンクリートを使うな、コンクリートの塊のダムを止めろという意見が高まり、ついには“コンクリートから人へ”といスローガンを掲げる政党まで現れました。

当時の旧建設省河川局も時代の趨勢と人々の要望に応え、河川の自然環境の保全と回復を、河川管理の重要な課題として積極的に取り組むようになり、河川環境改善の予算を確保したり、河川環境管理計画を策定したりしました。

又、従来とかく協力関係の薄かった自然生態分野と土木・建設分野の、意思疎通と人的交流を図るため、「応用生態工学会」という学会の設立も応援しました。

このような動きを法的にも裏付けようと、平成9年(1997)に河川法が改正され、従来の河川管理の2大目的たる、災害の防止を図る「治水」と河川流水の維持と利用を図る「利水」の2つに加えて、新しく河川環境の保全と利用を図る「環境」が第3の目的として明文化されたのです。

その後、公共事業における環境重視の姿勢は、河川以外の分野にも広がりつつあり、河川法の改正はその先鞭をつけたものとして評価されます。

災害査定の留意点

災害復旧事業の査定事例 (33)

～公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法移行後の水道の災害復旧事業～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課

1. はじめに

「生活衛生等関係行政機能強化のための関係法律の整備に関する法律」(令和5年法律第36号)が令和6年4月1日から施行され、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(以下「負担法」という。)の対象事業に水道が追加されました。

これまでの水道の災害復旧事業は、後述のように復旧費の限度額(適用除外の規定)という高いハードルがあり、中～大都市にとって手近な制度とは言えませんでした。そのため、厚生労働省の時代と国土交通省への移管後を比べて何が変わったのか理解されている方はそう多くないと思われます。

本稿では財政と事務負担の面から負担法と従来の厚生労働省の規定(以下「従来規定」という。)の主な違いについて解説します。また、限度額と紐付けて、負担法移行後初の査定事例を紹介します。

2. 財政面の支援

1) 1箇所工事の費用の限度額(適用除外の規定)

負担法と従来規定との比較を表-1に示します。

従来規定では県、市、町村それぞれの限度額(下限値)に加え、現在給水人口に130円を乗じた額の何れか大きい方を下回ると適用除外になっていました。負担法では都道府県、指定市が120万円未満、市町村が60万円未満のときに適用除外になります(令和6年災害手帳P24～25)。これまでと比べ限度額が緩和されています。

2) 国庫負担率

表-2に示すように、通常災害の国庫負担(補助)率が従来規定の1/2から負担法になると2/3以上に増えます。また、激甚災害の時には地方負担額と財政力に応じて、更に嵩上げされます。従来規定については、マグニチュード6.0以上の地震と激甚災害の場合、現在給水人口1人当たり1万円以上または1億円以上の査定事業費という条件が付いていました。負担法では同じ災害であっても、表-1に示す限度額を上回れば採択要件をクリアします。

表-1 1箇所工事の費用の限度額(適用除外の規定)

負担法	従来規定
都道府県・指定市：120万円未満 市 町 村：60万円未満	(a) または (b) の何れか大きい方の限度額以下の場合(※は簡易水道事業の場合) (a) 県：720万円以下 市：190万円(100万円 [※])以下 町村：100万円(50万円 [※])以下 (b) 当該水道事業による現在給水人口に130円(110円 [※])を乗じて得た額以下

表-2 国庫負担率

負担法	従来規定
原則：2/3以上 激甚災害：災害復旧事業費に係る地方負担額と財政力に応じて、さらに嵩上げ	原則：1/2 激甚災害等：2/3 ^{※1,2} ※1 査定事業費が現在給水人口1人あたり1万円以上のもの ※2 査定事業費が1億円(簡易水道事業の場合は5,000万円)以上のもの

3) 設計変更

従来規定の補助金交付額は限度額（査定決定額）の範囲内とされていましたが、負担法では工事の設計要件の変動（水勢もしくは地形の変動その他の事由）等が適当である場合、設計変更（工事費の増額）が認められます（令和6年災害手帳P242～248）。

4) 協議設計（実施保留）

採択するのに疑問のない災害復旧事業において、他の事業との関わりや地形地盤等の状況から検討を加える必要がある場合、工事の実施に当たり十分な調査をした上で申請者と国土交通省の間で復旧内容を協議するものです。協議設計となった場合、従来規定では認められなかった調査、測量または試験に要する費用を査定設計書の測量及び試験費に計上することができるようになります（令和6年災害手帳P226～227）。

3. 災害復旧事業の手続きと災害査定の負担軽減

1) 机上査定上限額と採択保留金額

従来規定と負担法を比較すると、机上査定上限額が200万円未満から1,000万円未満に、また、採択保留金額が1億円以上から4億円以上になります（令和6年災害手帳P207、P227～228）。これらの金額の引き上げにより、実地査定の件数と保留解除に係る財務省との本省協議の件数が相対的に減り、事務負担が軽減されます。

2) 大規模災害時における査定

平成29年2月に国土交通省が策定した方針で、大規模災害時における査定の効率化、簡素化を事前にルール化しています。その内容として①机上査定上限額と採択保留金額の引き上げ、②図面等の簡素化、③一箇所工事の取扱いの要件緩和、④早期確認型査定の適用が実行可能になります（令和6年災害手帳P271～347）。これまで個別の災害ごとに検討し、運用に制限がありましたが、本方針に水道が追加されたことで申請者が②～④を任意に選択できるようになり、より効率良く迅速に査定を受けることができます。

3) 机上査定（リモート）

リモートによる机上査定は、従来規定において令和6年能登半島地震のみの特例として認められてい

ました。負担法では通常査定の時にも、机上査定の上限額未満またはやむを得ない理由がある場合に、リモートか対面の何れかの方式を任意に選択できるようになります。査定のための移動に時間が掛かるようなケースにおいては、申請者、随行者の負担軽減が図られます（令和6年災害手帳P209～212）。

4. 査定事例

負担法移行後、初の水道の災害査定事例の情報を表-3に示します。本事例は令和6年7月下旬に事前打合せ及び査定が行われました。申請額が394万円、現在給水人口がおよそ48万人です。従来規定であれば、査定事業費が190万円以下または現在給水人口に130円を乗じた額6,240万円以下のいずれか大きい方が限度額となり、適用除外となっていました。負担法の限度額は60万円未満であり、本事例は災害復旧事業として採択されています。このように適用除外の規定（限度額）が大幅に緩和されたことにより、規模を問わず、水道災害と水道事業者等を網羅できるようになりました。

表-3 水道の災害査定事例の情報

年災	令和6年災
施設管理者	兵庫県西宮市上下水道局
異常気象名	5月27日から28日までの豪雨
被災位置	兵庫県西宮市山口町下山口1585番地42
被災施設	専用道路*
被災状況	谷側のり面崩壊
申請額	3,935,000円
復旧工法	かごマット工（のり面保護工）

*導水管、送水管、配水管を埋設するためのもので、負担法上の公共土木施設に位置付けられています。

5. おわりに

従来規定から負担法へ移行したことで中～大都市にとっても手近な制度になりました。水道事業等を営む地方公共団体と一部事務組合は負担法による新たな災害復旧事業を是非活用してください。都道府県、災害復旧技術専門家の皆様におかれましては申請者へのアドバイスをお願いします。

防災課配席図

R6.11.1 現在 (前回：R6.8.1現在 (R6.10月号掲載))

今回異動者：

令和 6 年 11 月 1 日

防 災

第 905 号 (19)

災害対策室長 井 上 35-811	企画専門官 藤 村 35-762	課長補佐 やま さき 山 崎 35-726	課長補佐 林 (昌) 35-739	防災企画官 磯 部 35-702	防災課長 西 澤 35-701	企画専門官 津 島 35-712	R6.6.25付 総括災害査定官 しらはせ 白波瀬 35-703	(北陸・中国・四国) 災害査定官 小 川 35-717	(北陸・近畿・九州・沖縄) 災害査定官 平 塚 35-716
課長補佐 かわ しま 川 嶋 35-832	災害対策係長 永 井 35-834	地震防災係長 西 村 35-835	調整係長 長 町 35-745	企画係長 根 本 35-742	災害調整係長 木村 (圭) 35-737	総務係長 小 池 35-733	(関東・北陸・四国) 災害査定官 川 田 35-723	(東北・関東・近畿) 災害査定官 かみみずたる 上水樽 35-719	(北海道・中部・九州・沖縄) 災害査定官 はい さ 灰 佐 35-724
企画専門官 箭 内 35-822	防災企画係長 佐 藤 35-833	地震防災係 猿 田 35-825	計画係長 村 上 35-729	災害第一係員 浅 井 35-748	非常勤 丹 野 35-843	総務係員 秋 村 35-734	災害査定官 いのこ 猪 子 35-727	災害査定官 おさない 小山内 35-715	災害査定官 安 田 35-718
災害対策室			管理係長 松 葉 35-824	管理係員 三 浦 35-823	専門調査官 阿 部 35-746	災害第一係長 唐 澤 35-743	災害統計係員 いた は 板 橋 35-842	災害統計係長 滝 本 35-754	(東北・関東・九州・沖縄) (北海道・中部・中国) (東北・中部・中国)
課長補佐 宮 下 35-722	調査係長 工 藤 35-836	大臣官房付 富 澤 35-837	改良計画係長 あ かい 吉 海 35-776	災害第二係長 中 山 35-744	改良技術係長 こ しま 小 嶋 35-775	研修員 萩 原 35-753	予算係長 林 35-735	企画専門官 すず おき 鈴 置 35-801	※() 書きは担当地区
災害分析官 高 橋 35-721	法規係長 飯 田 35-736	法規係主任 前 原 35-747	基準係長 とうかいりん 東海林 35-773	審査係長 朝 山 35-753	予算係員 にし き 西 木 35-735				
課長補佐 中 沢 35-738	業務継続計画評価 分析官 佐 野 35-731	災害査定官 松 岡 35-752	企画専門官 田 澤 35-725	防災政策調整官 西 田 35-713	課長補佐 ます こ 益 子 35-772				

協会だより

協会長が山形県酒田市災害現地を訪問、 矢口明子市長と意見交換

10月28日、当協会の協会長が、災害復旧技術専門家の金内剛氏、山科勝嗣氏と共に、令和6年7月25日からの大雨により激甚な災害を受けた山形県酒田市の被災現地を視察するとともに、矢口明子市長等と意見交換しました。

酒田市役所で、矢口酒田市長、菅原酒田市建設部長、国土交通省酒田河川国道事務所鈴木所長、山形県庄内総合支庁佐藤建設部長等から発災当日の状況、復旧の進捗状況等をご説明いただき意見交換を行い、荒瀬川被災現場で矢口酒田市長等と共に現地視察を行いました。

矢口市長（11月11日災害復旧促進全国大会の地方代表意見要望発表者）からは、発災直後からの被災全容把握、住民の安全確保、復旧工事の着手などの他、国、山形県等の支援や取り組み等をご説明いただき、被災地の迅速な復旧への対応方法や支援体制など、より効果的なあり方について話し合われました。

次に、戸沢村蔵岡被災現場、新田川被災現場に向かい、被災現地で国土交通省新庄河川事務所畑井副所長、山形県最上総合支庁阿部建設部長等からご説明をいただきながら現地を視察し意見交換を行いました。



酒田市役所で意見交換（左から時計回りに、鈴木酒田河川国道事務所所長、矢口酒田市長、佐藤山形県庄内総合支庁建設部長、菅原酒田市建設部長、土井酒田市整備課長、協会長）



荒瀬川被災現地を協会長が視察、矢口酒田市長、山形県職員等が被災状況等を説明



荒瀬川被災現地を協会長が視察、矢口酒田市長、山形県、酒田市職員等が被災状況等を説明



新田川被災現地を協会長が視察、山形県職員等が被災状況等を説明

